

冬季休業期間の過ごし方
～新型コロナウイルス感染拡大予防のための注意喚起～

理事・副学長（教育） 弓削 俊洋
学生支援センター長 岡本 好弘

冬期休業期間の年末年始には、帰省や同窓会など、会食・交流の機会が増えると思われま。既にご存知のとおり、新型コロナウイルス感染は、友人との会食や長時間の密な環境下において発生しています。年末年始には、忘年会や新年会、お正月、同窓会などの行事が控えていますが、日々の体調管理とともに、多くの人が集まるイベントや会食への参加を自粛し、感染リスクを下げる行動をお願いします。

1. 会食・アルバイト等

- 感染リスクが高まる場面として、「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」などが挙げられています。各自の行動を改めて確認し、感染リスクの回避に努めてください。
- 会食（食事会・懇親会・カラオケ等）への参加については当面の間、自粛を要請します。特に、接客やカラオケを伴う飲食店の利用、二次会の実施及び参加は、強く自粛を要請します。
- 飲食店、特に飲酒を伴う居酒屋等でのアルバイトについても、必要最小限とするとともに、やむを得ない場合であっても、徹底した感染防御対策をお願いします。

2. 授業・課外活動

- 大学入学共通テストの円滑な実施のための特例措置のため、1月7日～1月14日の期間は遠隔授業のみの実施となります。課外活動も遠征、合宿、対面による活動は12月28日～1月17日の期間は禁止となります。
- 感染拡大防止のため、特別指定地域への不要不急の移動は自粛してください。やむを得ず特別指定地域への帰省や移動（経由地は除く。）をした場合は、愛媛に帰県後10日間は自宅待機とし、その間の大学構内への立ち入りを禁止します。1月18日（月）に対面授業が再開されますので、少なくとも10日間の健康観察期間を設けることができるように、1月6日（水）前後には移動先から自宅へ戻ってきてください。

<特別指定地域>

12月16日から1月6日の期間の特別指定地域は以下の11都道府県とします。

北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、高知県、沖縄県

※特別指定地域：1週間の10万人あたりの感染者数が15人以上の都道府県

- なお、上記以外の県であっても、もし滞在中に特別指定地域となった場合には、あらかじめ定めた11都道府県と同様に取り扱うことにします。つきましては、自身が滞在している地域の数値を関連リンクにより必ずご確認ください。

新型コロナ 新規報告数（YAHOO! JAPAN Web サイト）

<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>

なお、新型コロナウイルスの検査を行うことになった場合は、学生生活支援課（留学生は国際連携課）に連絡してください。

学生生活支援課：nandemo@stu.ehime-u.ac.jp

日 中：(089) 927-9099, 8970 夜間等：(090) 1001-0731, 0730

国際連携課（留学生）：kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp

日 中：(089) 927-9157 夜間等：(090) 7140-3265